

お知らせ

マイナンバーカード（マイナ保険証）の ご利用につきまして

政府による医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、**令和5年4月1日**より初診・再診時の加算点数が変更となります。（保医発0131第5号より）

マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用したオンライン保険証資格確認システムを通じて、薬剤情報や特定健診情報等を取得・活用することにより質の高い医療の提供が出来るようになります。患者さんには正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカード(マイナ保険証)の利用にご協力をお願いいたします。

マイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの患者さんは、大変お手数ですが**受診の都度、マイナンバーカード（マイナ保険証）をカードリーダーへご提示くださいますよう、お願いいたします。**

初診・再診時の加算点数		令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
初診	通常の保険証を利用	4点	6点
	マイナンバーカード (マイナ保険証、薬剤情報、 特定健診の情報取得)	2点	2点
再診	通常の保険証を利用	加算なし	2点
	マイナンバーカード (マイナ保険証、薬剤情報、 特定健診の情報取得)	加算なし	加算なし